



平成 23 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 スター・マイカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 水永 政志
(コード 3230 ジャスダック・スタンダード市場)
問 合 せ 先: 取締役管理本部長兼経営企画室長 日浦 正貴
T E L : 03-3568-1770
U R L : <http://www.starmica.co.jp/>

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 238 条第 1 項、第 2 項及び第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社の従業員（子会社出向者を含む。）に対し、ストックオプションとして、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを狙いとし、職務執行の対価としてストックオプションの目的で付与するものであります。

2. 募集新株予約権の名称及び割当対象者等

スター・マイカ株式会社 第 10 回新株予約権
当社従業員（出向者を含む。） 54 名（400 個）

3. 募集新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

400 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 400 株

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式 1 株とする。ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが

適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (4) 新株予約権の割当日
平成23年7月15日
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場の当社株式普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割又は併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

分割又は併合の比率

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

新規発行 1株当たり

×

既発行 株式数 払込金額

+

調整後 調整前 株式数 新株式発行前株価

=

×

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年7月16日から平成27年7月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、参与その他これらに準じる地位又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位（以下総称して、「要件地位」という。）にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合は要件地位を喪失しない。
 - ②新株予約権の割当てを受けた者が、当社又は当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く。）を受けたときは、新株予約権を行使することができない。
 - ③新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できない。
 - ④新株予約権の割当てを受けた者は、次の各区分に従い権利を行使することができる。
 - イ. 平成25年7月16日より平成26年7月14日までの期間は、割当てを受けた新株予約権の数の最大50%（ただし、小数第1位を四捨五入する。）以内について権利を

行使することができる。

ロ. 平成26年7月15日以降は、未行使の全ての新株予約権について権利を行使することができる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得条件

①以下のイ. からホ. までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案

ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案

②対象者が要件地位を喪失した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が前記（7）に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

④新株予約権発行の日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、市場価格の終値が一度でも権利行使価格の50%（1円未満の端数は切上げ）を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(12) 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（２）に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（５）に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記（７）に準じて決定する。
 - ⑦会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記（８）に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（１０）に準じて決定する。
 - ⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注) 上記の「新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否」は、職務執行の対価であり、対象者に特に有利な条件となるものではありません。

以 上